

与謝野町農業委員会非農地証明交付申請審査要綱

(趣旨)

第1条 農業委員会が交付している非農地証明書は、その対象が農地性を失ったものについて行っているため、農地法（昭和27年法律第299号）所定の事務ではないが、農地法及び不動産登記法（明治32年法律第24号）の担当官がそれぞれの職務を全うしていくときに、両法の本旨及びその規定から回避的に生じる矛盾に対して、非農地証明書の交付がそれぞれの職務遂行上有用な働きをしていることを考慮したとき、一定基準によって証明書が交付されることは法励行指導上やむを得ないものと判断できる。

このことは、昭和52年8月11日付け2農政第797号京都府農林水産部長通達を参考に、その執行をしてきたところであるが、近年の農業情勢及び京都府内の実態を踏まえ、今後はこの要綱により取り扱うこととする。

(定義)

第2条 この要綱において「非農地証明」とは、現に農地性を失っている農地の証明のことをいい、草刈りや耕起、肥培管理等により、農業利用が図れる農地については、発行しないものとする。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、与謝野町内とする。

(申請者)

第4条 非農地証明交付申請書（以下「申請書」）は、登記簿記載の所有者又は、法定相続人の持分の2分の1を超える同意又は連名申請で行えるものとする。

(申請書の範囲等)

第5条 申請書を提出する者は、事前に地元農業委員の了解を得てから、申請書（様式第3号）に次に掲げる必要書類を添付して農業委員会に申請しなければならない。

- (1) 登記簿謄本（登記官の印があるもの）
- (2) 公函
- (3) 位置図
- (4) 現地写真
- (5) その他農業委員会が審査するために必要な書類

(現地確認)

第6条 農業委員会は、申請書の提出があったときには、総会当日までに、農業委員2名以上と事務局と共に、その内容について現地確認するものとする。

(審査基準)

第7条 申請書の承認は、次の各号に掲げる基準により総会で決定する。

- (1) 現地確認委員の所見
- (2) 地元委員の所見
- (3) 風水害等不可抗力の災害により農地に復元することが困難なもの

- (4) 自然荒廃土地であって、かつ耕作されなくなってから10年以上経過しているもの。ただし、生産調整による休耕を契機として荒廃するに至っているものについては、当分の間発行しないものとする。
- (5) 人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）以前になされていたもの。ただし、人為的無断転用であっても、その行為が10年以上経過し、農業委員会が特に法施行上非農地証明の交付を行うことをやむを得ないと認めた場合は、交付しても差し支えないものとする。

2 農業委員会は、上記の(1)～(5)の各号に不承認の該当があるときは、申請書を承認しないものとする。

(承認通知)

第8条 総会で承認された申請書については、その翌日（閉庁日のときは、翌開庁日）から非農地証明書を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月 1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年8月 4日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年10月 1日から施行する。